

(写)

令和6年度

江戸川区特別職報酬等審議会

答申書

令和6年11月18日

令和6年11月18日

江戸川区長
齊藤 猛 様

江戸川区特別職報酬等審議会

会 長 関 口 孟 利

委 員 亀 田 美 佐 子

委 員 河 瀬 武 則

委 員 河 埜 里 世

委 員 田 澤 きよえ

委 員 立 川 直 樹

委 員 中 川 陽 之

委 員 水 田 朝 也

委 員 森 本 勝 也

委 員 横 山 巖

特別職の報酬等について（答申）

江戸川区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和6年11月18日に、江戸川区特別職報酬等審議会条例（昭和40年江戸川区条例第9号）第2条の規定に基づき、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額の見直しについて、江戸川区長から意見を求める旨の諮問を受けた。

区長からの諮問に、当審議会は各委員が各公共的団体等を代表する者としての自覚と責任のもとに、区民の信頼に応えられるよう、公平かつ客観的な立場で審議を行うこととした。

審議に際しては、現在の本区における区議会議員の議員報酬及び区長、副区長、教育長の給料の状況や改正の経過、報酬額の算定方法、そして今回の見直しの考え方について詳細に説明を受けた。

そのうえで審議会では、これまでの江戸川区における特別職の報酬の改正経緯や特別区人事委員会による「令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「勧告」という。）、そして、他区の区議会議員の議員報酬並びに特別職の報酬等の状況などを参考にしつつ、区を取り巻く社会情勢の動向、区財政の現況、江戸川区における区議会議員や特別職の果たす役割、職責の重要性及び特別職と一般職との給料のあり方や均衡性を十分に考慮して審議を行った。

また、各委員が区民代表の立場からそれぞれ自由に意見表明し、広範で多角的な視点と公正な立場で慎重に審議した結果、次の結論を得たものである。

1 結 論

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額を、次の月額・期末手当の支給月数に改めることが妥当である。

ただし、報酬及び給料を増額することへの影響には引き続き十分な配慮が必要である。副区長及び教育長については、昨年度の審議会において、5年程度かけて段階的に増額するといった経過措置を設けるべきであるとしたが、これについては今後も考慮されるべきである。

そのうえで改定の実施時期は議決を経た後、令和7年1月から実施することが妥当である。

		改定前		改定後		増 減	
		月 額	期末手当の月数	月 額	期末手当の月数	月 額	期末手当の月数
区 議 会 議 員	議 長	956,000	3.30	918,700	3.75	△37,300	+0.45
	副 議 長	807,000	3.30	788,500	3.75	△18,500	+0.45
	委 員 長	661,000	3.30	658,700	3.75	△2,300	+0.45
	副委員長	641,000	3.30	631,600	3.75	△9,400	+0.45
	議 員	621,000	3.30	609,700	3.75	△11,300	+0.45
区 長		1,145,000	3.68	1,158,700	3.88	+13,700	+0.20
副 区 長		919,000*	3.68	929,700	3.88	+10,700	+0.20
教 育 長		822,000*	3.68	831,200	3.88	+9,200	+0.20

※令和5年度答申の額

2 理 由

- (1) 区議会議員の議員報酬の額は平成10年4月から26年間、期末手当の支給月数については平成24年度から12年間同額としてきた。このことから、他区の区議会議員の報酬と比較すると一部不均衡が見られるため、特別区全体の相対的な報酬額を参考に中間層程度の額とするものの妥当性は理解できる。

- (2) 区長、副区長及び教育長の給料の額は勧告に準拠することを基本とする。しかし月額については勧告が初任給及び若年層を重点に置いているものである。よって給料の月額は、平均改定率が一番低い6級職に合わせて、1.2%の増額と改定することが妥当である。また特別給の支給月数は勧告に準拠して0.2月分を引き上げることが妥当である。
- (3) 特別区において、本区の人口、予算規模はともに23区中5位、面積は4位である。区長はじめ、特別職の職責や役割はこれらの指標で単純に他区の特別職と比較できるものではないが、複雑・多様化する区民からのニーズに迅速かつ的確に対応するために、高度な知見と判断力、実行力が求められることは事実である。よって特別区全体の相対的な報酬額や勧告を参考に改定することは理解できる。
- (4) 区の財政状況を、令和5年度の決算からみると、景気の順調な回復を背景に財政調整交付金、特別区税は2年連続で過去最高額を更新した。また、経常収支比率は70.5%と11年連続で適正水準の範囲内である。日本経済が緩やかな回復を見せる中、堅実な財政運営に努め、健全財政を堅持していると評価でき、このたびの給料等に関する条例の改正による区財政への影響は極めて小さいと考えられる。
- (5) 一方で、区を代表する特別職の給料等が増加する場合の波及効果には十分に配慮する必要がある。とくに副区長及び教育長の給料額の改定にあたっては、引き続き段階的な増額といった激変緩和措置を講じるなどの検討は当然に為されるべきと考える。

3 付 言

区議会議員や区長、副区長及び教育長の職責は区民生活の向上に直結するものである。これからも健全財政を維持し、効率的な区政運営に努め、区民の信託に応えるよう、より一層尽力されることを委員一同、心から期待するものである。